

使用済自動車判別ガイドラインに係るこれまでの論点に対する パブリックコメントの結果概要

平成22年12月22日
経済産業省
環境省

1. 各業界からの主な意見

【引取り・オートオークションに係る意見】

◆ 中古車販売業界

- ① 自動車ユーザーから車両を買い取る際、予め使用済自動車として処理するような説明は出来ない。
- ② 「走行距離」「年式」「査定価格」「自走の可否」等の使用済自動車にするか否かの判断については、市場が判断すべきである。

◆ 解体業界

- ③ ある程度の経過年数によって走行距離・使用状況によって程度差こそあれ、一定の基準は設けるべきである。使用済みであるか否かの判断基準を個々の車両の程度や個人の価値で判断するのは混乱を招くのみ。
- ④ 「使用済自動車コーナー（仮称）」については、輸送コスト・オークション出品手数料等の経費が余計に掛かり、使用済自動車の価格をいたずらに引き上げるだけであるため、設置すべきではない。

◆ オートオークション業界

- ⑤ 「査定基準価格」の設定がない車両についても、オークション等において、相当の金額で取引されていると思われる。よって、査定基準価格の設定の有無を最初の条件とするべきではない。

【不法投棄及び不適正保管事案に係る意見】

◆ 中古車販売業界

- ⑥ 路上放置車両等の処理には、法的な枠組みが必要との市区町村等の意見もあることについては理解出来るところであり、これに係るガイドラインの作成については進展を期待したい。

2. 今後の予定

平成23年1月下旬～2月上旬に第5回ワーキンググループにて報告書案を審議予定。

(参考)

- ◆ 意見提出者数26団体・個人（うち中古車販売業界 14件、解体業界 5件、オートオークション業 2件、損保業界 1件、個人 4件）
- ◆ 意見総数 95件